

令和8年度建築物環境衛生管理業務委託標準仕様書

1. 対象物件

- (1)所 在 地:名護市大中一丁目 19 番 24 号
- (2)名 称:名護市産業支援センター
- (3)構 造:鉄筋コンクリート造(一部プレストレストコンクリート造)7階建
- (4)敷地面積:2,774.85 m²
- (5)建築面積:1,323.75 m²
- (6)延床面積:5,601.86 m²
- (7)付帯施設:駐車場及びその他工作物等

2. 業務内容

- (1)共通事項
 - ①検査、点検等の実施日時、実施方法は委託者と協議の上決定すること
 - ②委託者が必要と認めた場合(臨時・緊急)、詳細工程表を作成し、委託者へ提出すること
 - ③法令で定める基準を超えた場合は、委託者へ報告し、助言または適切な措置を講ずること。また、後に再度実施し、基準値内であることを確かめること
 - ④結果報告書、実施報告書は遅滞なく委託者へ2部提出すること。
※実施後1週間以内に提出すること
※必要に応じて写真を添付すること
 - ⑤点検作業は、点検対象設備が関係法令に適合し、その機能を十分発揮できるように誠実に行うこと

⑥検査、点検作業は、各設備の検査、点検に必要な資格を有する者を配置すること
(※資格証添付)

- ・建築物空気環境測定業
- ・建築物飲料水水質検査業
- ・建築物飲料水貯水槽清掃業
- ・建築物ねずみ害虫等防除業

⑦作業中に異常及び不良・故障箇所を発見した場合、些細なことでも迅速に委託者へ報告し、指示を受けること

(2) 建築物環境衛生管理業務

①建築物環境衛生管理者の選任

- ・法に基づく建築物の維持管理及び各種検査の実施立会い
- ・法に基づく建築物の年間業務計画の作成
- ・毎月巡回点検(害虫生息、ゴミ処理状況など)を実施し、報告
- ・報告書その他関係機関への提出書類の作成

②室内空気環境測定

- ・測定は2ヶ月に1回とする

③ねずみ、害虫防除業務(※実施中は明確に表記すること)

- ・実施は半年に1回とする

(3) 給水設備管理業務

①貯水槽の清掃(2層式、22.5t)

- ・実施は年1回とする
- ・不断水で実施すること

- ・水槽の点検など、水の汚染防止のため、必要な措置を講ずること

- ・防虫、防錆を行うこと

②飲料水の水質検査

1)15項目検査

- ・実施は半年1回とする

- ・1回目の結果によっては2回目は10項目検査

2)消毒副生成物12項目検査

- ・実施は年1回(6月～9月の間)とする

3)簡易専用水道検査(5項目)

- ・実施は年1回とする

4)給水設備点検

- ・実施は月1回とする

(4)その他

①事故、又は故障、不具合により、要請があれば直ちに、技術者を派遣し、調査、点検、調整等をおこなうこと

②夜間、休日緊急連絡先を提出すること

③指定管理者が必要と認めた軽微な作業について、契約の範囲内で実施すること

④本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定する